

人間発達環境学研究科における公認心理師への対応について

平成 30 年 3 月 30 日付けで文部科学省及び厚生労働省から、本研究科で開講する科目が公認心理師施行規則（平成 29 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）第 2 条に規定する実習演習科目の基準を満たすことを確認した旨の回答を受けました。

このことにより、神戸大学大学院人間発達環境学研究科人間発達専攻臨床心理学コースでは、平成 30 年度から従来の臨床心理士養成に加えて、新たに公認心理師養成カリキュラムを実施し、公認心理師国家受験資格の取得が可能となりました。

なお、公認心理師の受験資格は、大学院の授業科目のみでは受験資格を得ることはできません。

公認心理師の受験資格は、以下①～③のいずれかに該当する場合に得られます。

- ① 大学において公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において公認心理師となるために必要な科目を修めて課程を修了した者
- ② 大学において公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者で、その後実務経験を一定の期間有する者
- ③ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が①及び②と同等の知識及び技能を有すると認められた者

注) 大学及び大学院で公認心理師法の施行日前に履修した科目が、公認心理師となるために必要な科目に該当するかどうかは、当該大学及び大学院にお問い合わせください。

公認心理師試験については、以下をご参照ください。

<http://certified.shinri-kenshu.jp>（一般財団法人日本心理研修センター）